

令和 8 年 9 月 3 日招集

令和 8 年 第 7 回 琴 浦 町 議 会 定 例 会

琴 浦 町

町長提出議案

議案第 95 号	琴浦町印鑑条例の一部改正について……………	95
議案第 96 号	琴浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	96
議案第 97 号	琴浦町家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	97
議案第 98 号	琴浦町立多目的研修集会施設条例の一部改正について……………	98
議案第 99 号	令和 8 年度琴浦町一般会計補正予算（第 4 号）……………	別冊
議案第 100 号	令和 8 年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
議案第 101 号	令和 8 年度琴浦町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
議案第 102 号	令和 8 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)……………	別冊
議案第 103 号	令和 8 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計補正予算(第 1 号)……………	別冊
議案第 104 号	令和 8 年度琴浦町赤碕財産区特別会計補正予算(第 1 号)……………	別冊
議案第 105 号	令和 8 年度琴浦町成美財産区特別会計補正予算(第 1 号)……………	別冊
議案第 106 号	令和 8 年度琴浦町安田財産区特別会計補正予算(第 1 号)……………	別冊
議案第 107 号	令和 8 年度琴浦町以西財産区特別会計補正予算(第 1 号)……………	別冊
議案第 108 号	令和 8 年度琴浦町水道事業会計補正予算(第 1 号)……………	別冊
議案第 109 号	令和 8 年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第 1 号)……………	別冊
議案第 110 号	令和 7 年度琴浦町一般会計歳入歳出決算認定について……………	110

議案第 111 号	令和 7 年度琴浦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	111
議案第 112 号	令和 7 年度琴浦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	112
議案第 113 号	令和 7 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について……………	113
議案第 114 号	令和 7 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計歳入歳出決算認定について……	114
議案第 115 号	令和 7 年度琴浦町八橋財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	115
議案第 116 号	令和 7 年度琴浦町浦安財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	116
議案第 117 号	令和 7 年度琴浦町下郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	117
議案第 118 号	令和 7 年度琴浦町上郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	118
議案第 119 号	令和 7 年度琴浦町古布庄財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	119
議案第 120 号	令和 7 年度琴浦町赤碕財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	120
議案第 121 号	令和 7 年度琴浦町成美財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	121
議案第 122 号	令和 7 年度琴浦町安田財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	122
議案第 123 号	令和 7 年度琴浦町以西財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	123
議案第 124 号	令和 7 年度琴浦町水道事業会計決算認定について……………	124
議案第 125 号	令和 7 年度琴浦町水道事業会計剰余金の処分について……………	125
議案第 126 号	令和 7 年度琴浦町下水道事業会計決算認定について……………	126
議案第 127 号	令和 7 年度琴浦町下水道事業会計剰余金の処分について……………	127
議案第 128 号	建設工事請負変更契約の締結について〔笠見地区農業用排水路改修工事（2 工区）〕……………	128
議案第 129 号	財産の無償譲渡について……………	129

議案第 130 号 琴浦町一向平キャンプ場の指定管理者の指定について……………	130
---	-----

議案第 95 号

琴浦町印鑑条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町印鑑条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

令和 8 年琴浦町条例第 号

琴浦町印鑑条例の一部を改正する条例

琴浦町印鑑条例(平成16年琴浦町条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付) 第14条 第13条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自らの個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。))又は<u>特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。))</u>(これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。))又は、移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法	(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付) 第14条 第13条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自らの個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。))又は、移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。))を用いて多機能端末機(町の電子計算機と電気通信回線により接続された町以外のものが設置した端末

律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を用いて多機能端末機(町の電子計算機と電気通信回線により接続された町以外のものが設置した端末機であって、当該端末機の操作により自動的に証明書を発行できる機能を有するものをいう。)により、印鑑登録証明書の交付を申請し、及びその交付を受けることができる。

機であって、当該端末機の操作により自動的に証明書を発行できる機能を有するものをいう。)により、印鑑登録証明書の交付を申請し、及びその交付を受けることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 6 号

琴浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定乳児等
通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに
特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正す
ることについて、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項の
規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

令和 8 年琴浦町条例第 号

琴浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

琴浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年琴浦町条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) <u>満3歳未満等小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(<u>同項第3号に掲げる事業を除く</u>)をいう。 (6の2) <u>満3歳以上限定小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(<u>同項第3号に掲げる事業を除く</u>。) (7)～(11) 略 (11の2) <u>教育認定子ども</u> <u>法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。</u> (11の3) <u>満3歳以上保育認定子ども</u> <u>法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもを言う。</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) <u>小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。 (7)～(11) 略

(11の4) 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(15)～(28) 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第

(12) 満三歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満三歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(13) 特定満三歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満三歳以上保育認定子どもをいう。

(14) 満三歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。

(15)～(28) 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第

2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)の総数が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法又は前項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。)の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保

2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。)の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保

育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 略

(特定教育・保育の提供の記録)

第12条 略

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2及び3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2) 略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 略

(教育・保育の提供の記録)

第12条 略

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2及び3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2) 略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) <u>教育認定子ども</u> 77,101円 (イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u> (<u>特定満3歳以上保育認定子ども</u> を除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6 号に規定する特定教育・保育給付 認定保護者にあつては、77,101円) イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる<u>満3歳 以上教育・保育給付認定子ども</u>のう ち、負担額算定基準子ども又は<u>小学 校第3学年修了前子ども</u>(小学校、義 務教育学校の前期課程又は特別支援 学校の小学部の第1学年から第3学 年までに在籍する子どもをいう。以 下このイにおいて同じ。)が同一の世 帯に3人以上いる場合にそれぞれ (ア)又は(イ)に定める者に該当する ものに対する副食の提供(アに該当 するものを除く。) (ア) <u>教育認定子ども</u> 負担額算定 基準子ども又は<u>小学校第3学年修 了前子ども</u>(そのうち最年長者及 び<u>2番目</u>の年長者である者を除 く。)である者 (イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち 最年長者及び<u>2番目</u>の年長者であ る者を除く。)である者	(ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・ 保育給付認定子ども</u> 77,101円 (イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・ 保育給付認定子ども</u>(<u>特定満3歳 以上保育認定子ども</u>を除く。イ (イ)において同じ。) 57,700円 (令第4条第2項第6号に規定す る特定教育・保育給付認定保護者 にあつては、77,101円) イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる<u>満三歳 以上教育・保育給付認定子ども</u>のう ち、負担額算定基準子ども又は<u>小学 校第三学年修了前子ども</u>(小学校、義 務教育学校の前期課程又は特別支援 学校の小学部の第1学年から第3学 年までに在籍する子どもをいう。以 下このイにおいて同じ。)が同一の世 帯に3人以上いる場合にそれぞれ (ア)又は(イ)に定める者に該当する ものに対する副食の提供(アに該当 するものを除く。) (ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・ 保育給付認定子ども</u> 負担額算定 基準子ども又は<u>小学校第三学年修 了前子ども</u>(そのうち最年長者及 び<u>二番目</u>の年長者である者を除 く。)である者 (イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・ 保育給付認定子ども</u> 負担額算定 基準子ども(そのうち最年長者及 び<u>二番目</u>の年長者である者を除 く。)である者
---	---

ウ <u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する食事の提供 (4)及び(5) 略 5 及び 6 略 (運営規程) 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(6) 略 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第6条第2項に規定する<u>選考方法及び同条第3項に規定する選考の方法を含む。</u>) (8)～(11) 略 (<u>利用定員</u>の遵守) 第22条 略 (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が<u>教育認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>教育認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	ウ <u>満三歳未満保育認定子ども</u>に対する食事の提供 (4)及び(5) 略 5 及び 6 略 (運営規程) 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(6) 略 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第6条第2項<u>及び第3項</u>に規定する選考方法を含む。) (8)～(11) 略 (<u>定員</u>の遵守) 第22条 略 (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定によ
--	---

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

り定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が満3歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満3歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同

3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子育認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。))を除く。)は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号

条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。))ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業

に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。))において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども(特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 略

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満三歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 略

2 特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満三歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協

力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第4項、第5項及び第10項において同じ。)により特定地域型保育(満3歳以上限定小規模保育を除く。第4項及び第10項において同じ。)の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる子どもに限る。第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～4 略

5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、町長が適当と認めるものを第1項第

力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～4 略

5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適

3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

6 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

7 略

8 事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。事項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

9 略

10 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げ

切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

6 略

7 事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。事項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 略

9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満三歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満三歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

る額をいう。)の支払を受けるものとする。

2～6 略

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。)

(8)～(11) 略

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略

(記録の整備)

第49条 略

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結

2～6 略

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第39条第2項に規定する選考方法を含む。)

(8)～(11) 略

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満三歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略

(記録の整備)

第49条 略

2 特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備

の日が属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) 略

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第14条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第25条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定きょういく・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下こ

し、その完結の日が属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) 略

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該

の条において同じ。)が教育認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小

当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法

学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。))において同じ。)」とあるのは「教育認定子ども及び、満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により、決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲

第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により、決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第1

げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第51条の2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。))第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度

3条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要を受ける必要性を高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考のほか公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定正気の保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が満3歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども及び特定地域

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子

型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(特

どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定こども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。))の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号

<u>定満3歳以上保育認定子どもを除く。)</u> に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲 げるものを除く。)に要する費用」とする。	<u>に規定する満三歳以上保育認定子どもを いう。)</u> に係る第13条第4項第3号ア又は イに掲げるものを除く。)に要する費用」 とする。
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 7 号

琴浦町家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

令和8年琴浦町条例第 号

琴浦町家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 琴浦町家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年琴浦町条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(<u>法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という)を行う事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。))にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項</u>)に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条	(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。))(以下「連携施設」という。)を

第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。)により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 略

7 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

(家庭的保育事業所等及び乳児等通園支援事業所内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等及び乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程

適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 略

7 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

(家庭的保育事業所等及び乳児等通園支援事業所内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等及び乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程

を定めておかなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
(満3歳以上限定小規模保育事業者に
あつては、満3歳以上の幼児の利用定
員)

(7)～(11) 略

(小規模保育事業の区分)

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事
業A型、小規模保育事業B型(満3歳以上
限定小規模保育事業を除く。)及び小規
模保育事業C型(満3歳以上限定小規模保
育事業を除く。)とする。

(職員)

第29条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分
に応じ、当該各号に定める数の合計数に
1を加えた数以上とする。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
おおむね15人につき1人(法第6条
の3第10項第2号又は第3号の規定に
基づき受け入れる場合に限る。次号に
おいて同じ。)

(4) 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当
たっては、当該小規模保育事業所A型に
勤務する保健師、看護師又は准看護師
(以下「看護師等」という)を、1人に限
り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に
当たっては、当該小規模保育事業所A型
に勤務する理学療法士、作業療法士、言
語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭
和22年法律第26号)の規定による大学(短
期大学を除く。))若しくは大学院におい
て、心理学を専修する学科、研究科若し
くはこれに相当する課程を修めて卒業し

を定めておかなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

(7)～(11) 略

(小規模保育事業の区分)

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事
業A型、小規模保育事業B型及び小規模保
育事業C型とする。

(職員)

第29条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分
に応じ、当該各号に定める数の合計数に
1を加えた数以上とする。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
おおむね15人につき1人(法第6条
の3第10項第2号の規定に基づき受け
入れる場合に限る。次号において同
じ。)

(4) 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当
たっては、当該小規模保育事業所A型に
勤務する保健師、看護師又は准看護師
を、1人に限り、保育士とみなすことが
できる。

た者であって、個人及び集団心理療法の有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とする。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第31条 略

2 略

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。た

(職員)

第31条 略

2 略

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

だし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(職員)

第44条 略

2 略

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士としてみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(職員)

第44条 略

2 略

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とする。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第47条 略

2 略

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定によ

(職員)

第47条 略

2 略

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

る支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中、「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」とする。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中、「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」とする。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

第2条 琴浦町家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> 第13条 <u>家庭的保育事業者等及び乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)</u>を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)<u>その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	第13条 <u>削除</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年12月25日から施行する。

議案第 98 号

琴浦町多目的研修集会施設条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町多目的研修集会施設条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

令和 8 年琴浦町条例第 号

琴浦町多目的研修集会施設条例の一部を改正する条例

琴浦町多目的研修集会施設条例(平成16年琴浦町条例第148号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																				
別表第 1 (第 2 条関係)	別表第 1 (第 2 条関係)																				
<table><tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>上郷地区コミュニティ施設</td><td>琴浦町大字大杉547番地</td></tr><tr><td>伊勢崎地区コミュニティ施設</td><td>琴浦町大字槻下2268番地 1</td></tr></table>	施設名	所在地	略		上郷地区コミュニティ施設	琴浦町大字大杉547番地	伊勢崎地区コミュニティ施設	琴浦町大字槻下2268番地 1	<table><tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>上郷地区コミュニティ施設</td><td>琴浦町大字大杉547番地</td></tr><tr><td>倉坂地区活性化施設</td><td>琴浦町大字倉坂98番地 3</td></tr><tr><td>伊勢崎地区コミュニティ施設</td><td>琴浦町大字槻下2268番地 1</td></tr><tr><td>倉坂多目的集会所</td><td>琴浦町大字倉坂532番地</td></tr></table>	施設名	所在地	略		上郷地区コミュニティ施設	琴浦町大字大杉547番地	倉坂地区活性化施設	琴浦町大字倉坂98番地 3	伊勢崎地区コミュニティ施設	琴浦町大字槻下2268番地 1	倉坂多目的集会所	琴浦町大字倉坂532番地
施設名	所在地																				
略																					
上郷地区コミュニティ施設	琴浦町大字大杉547番地																				
伊勢崎地区コミュニティ施設	琴浦町大字槻下2268番地 1																				
施設名	所在地																				
略																					
上郷地区コミュニティ施設	琴浦町大字大杉547番地																				
倉坂地区活性化施設	琴浦町大字倉坂98番地 3																				
伊勢崎地区コミュニティ施設	琴浦町大字槻下2268番地 1																				
倉坂多目的集会所	琴浦町大字倉坂532番地																				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 0 号

令和 7 年度琴浦町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、
令和 7 年度琴浦町一般会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し
て、本議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

議案第 1 1 1 号

令和 7 年度琴浦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、
令和 7 年度琴浦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員
の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

議案第 1 1 2 号

令和 7 年度琴浦町介護保険特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、
令和 7 年度琴浦町介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意
見を付して、本議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

議案第 1 1 3 号

令和 7 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、
令和 7 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

議案第 1 1 4 号

令和 7 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、
令和 7 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計歳入歳出決算について、監査
委員の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

議案第 1 1 5 号

令和 7 年度琴浦町八橋財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、
令和 7 年度琴浦町八橋財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

議案第 1 1 6 号

令和 7 年度琴浦町浦安財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、
令和 7 年度琴浦町浦安財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

議案第 1 1 7 号

令和 7 年度琴浦町下郷財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、
令和 7 年度琴浦町下郷財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

議案第 1 1 8 号

令和 7 年度琴浦町上郷財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、
令和 7 年度琴浦町上郷財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

議案第 1 1 9 号

令和 7 年度琴浦町古布庄財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、
令和 7 年度琴浦町古布庄財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員
の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

議案第120号

令和7年度琴浦町赤碕財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和7年度琴浦町赤碕財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和8年9月3日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和8年 月 日

琴浦町議会議長 前田智章

議案第121号

令和7年度琴浦町成美財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和7年度琴浦町成美財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和8年9月3日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和8年 月 日

琴浦町議会議長 前田智章

議案第122号

令和7年度琴浦町安田財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和7年度琴浦町安田財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和8年9月3日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和8年 月 日

琴浦町議会議長 前田智章

議案第123号

令和7年度琴浦町以西財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、
令和7年度琴浦町以西財産区特別会計歳入歳出決算について、監査委員の
意見を付して、本議会の認定に付する。

令和8年9月3日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和8年 月 日

琴浦町議会議長 前田智章

議案第 124 号

令和 7 年度琴浦町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和 7 年度琴浦町水道事業会計決算について、監査委員の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

議案第 1 2 5 号

令和 7 年度琴浦町水道事業会計剰余金の処分について

令和 7 年度琴浦町水道事業会計における剰余金の処分について地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、剰余金処分計算書のとおり処分することについて本議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

令和7年度琴浦町水道事業会計剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益 剰余金
当年度末残高	1,275,403,413	301,610,221	17,614,914
議会の議決による処分額	0	0	△17,614,914
建設改良積立金の積立	0	0	0
利益積立金の積立	0	0	△17,614,914
建設改良積立金の積立 及び資本金への組入	0	0	0
資本金への組入	0	0	0
処分後残高	1,275,403,413	301,610,221	(繰越利益剰余金) 0

議案第 126 号

令和 7 年度琴浦町下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和 7 年度琴浦町下水道事業会計決算について、監査委員の意見を付して、本議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

議案第 1 2 7 号

令和 7 年度琴浦町下水道事業会計剰余金の処分について

令和 7 年度琴浦町下水道事業会計における剰余金の処分について地方公
営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、剰
余金処分計算書のとおり処分することについて本議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

令和 7 年度琴浦町下水道事業会計剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益 剰余金
当年度末残高	1, 615, 216, 390	349, 087, 466	43, 691, 000
議会の議決による処分	19, 203, 572	0	△ 43, 691, 000
建設改良積立金の積立	0	0	△ 24, 487, 428
建設改良積立金の積立 及び資本金への組入	0	0	0
資本金への組入	19, 203, 572	0	△ 19, 203, 572
処分後残高	1, 634, 419, 962	349, 087, 466	（繰越利益剰余金） 0

議案第 128 号

建設工事請負変更契約の締結について〔笠見地区農業用排水路改修工事（2工区）〕

令和 8 年 7 月 22 日付で議決を得た笠見地区農業用排水路改修工事(2工区)請負変更契約について、次のとおり契約の変更をしたいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

変更後	変更前
4 請負金額 一金 <u>57,637,800円</u>	4 請負金額 一金 <u>63,786,800円</u>

備考 変更部分は、下線の部分とする。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

議案第 129 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

1 財産の内容

（土地）

所在	地目	地積（㎡）
琴浦町大字倉坂字堂ノ前 533 番 1	宅地	396.00

（建物）

所在	名称	構造	床面積（㎡）
琴浦町大字倉坂字堂ノ前 532 番地 1、533 番地 1	倉坂多目的集会所	木造かわらぶき 平家建	276.51
琴浦町大字倉坂字北穴田 98 番地 3	倉坂地区活性化施設	木造かわらぶき 平家建	81.50

2 相手方

（1）住所 琴浦町大字倉坂532番地1

（2）氏名 倉坂自治会 会長 岡田 浩一

3 理由

上記財産は、倉坂自治会が集会所として適切な管理を行っており、倉坂自治会は令和 4 年 6 月 2 日に認可地縁団体として認可済みである。

自治活動の一層の活性化を図るため、倉坂多目的集会所・倉坂地区活性化施設及び集会所用地を無償で譲渡するものである。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

議案第 130 号

琴浦町一向平キャンプ場の指定管理者の指定について

次のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 琴浦町一向平キャンプ場
- 2 指定管理者
 - (1) 住所 鳥取県倉吉市上井361番地1
 - (2) 団体名 株式会社LEA
 - (3) 代表者 代表取締役 宮本 達也
- 3 指定の期間 令和8年10月1日から令和12年3月31日まで

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章